

久喜市地域活動の拠点整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会等が実施する地域活動の拠点となる集会施設の整備事業について、当該自治会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動 市内の地縁に基づく自主的な住民組織等が地域課題を解決するために行う公益的で継続的な活動をいう。
- (2) 自治会等 自治会、町内会その他のコミュニティ組織又はその連合体をいう。
- (3) 集会施設 自治会等が地域活動のために利用する市内に所在する建物で、会議、集会等を行うために必要な機能を備えるものをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、集会施設を管理している自治会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする活動を行う団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする活動を行う団体
- (3) 政治上の主義を促進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを

目的とする活動を行う団体

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体

(5) 公序良俗に反する団体

(6) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第1号に規定する団体

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる事業で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 補助対象団体の構成員の意向が十分反映されたものであること。

(2) 集会施設の維持管理を補助対象団体が行い、かつ、当該維持管理に補助対象団体の構成員の協力が得られること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としないものとする。

(1) 他の補助制度の適用を受ける事業

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示の趣旨に適合しない事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としないものとする。

(1) 補助事業に関する一般事務費、外構工事費、用地購入費、設計料、設計監理料、申請料等の経費

(2) 経常的な維持管理に係る経費

- (3) 集会施設の解体撤去に要する経費
- (4) その他補助事業の直接的費用とは認め難い経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請書の様式等)

第7条 規則第6条第1項に定める交付申請書の様式は、地域活動の拠点整備事業補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

- 2 前項に規定する申請書には、第1号から第4号までに掲げる書類に加え、集会施設の増築、改築又は修繕の場合は第5号から第7号に掲げる書類を、集会施設の備品購入の場合は第8号及び第9号に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

- (1) 土地の賃貸借契約書の写し及び当該土地所有者の承諾書(借家の場合は、当該施設所有者の承諾書)
- (2) 自治会等の規約、収支予算書及び決算書(最新のもの)
- (3) 自治会等の総意であることが分かる書類(会議の議決書等の写し等)
- (4) その他必要な書類
- (5) 案内図
- (6) 工事計画書
 - ア 工事を実施しようとする箇所の現況写真
 - イ 工事箇所図
 - ウ 工事計画図その他工事方法を示す資料(配置図、平面図等)
 - エ 補助事業に要する経費の見積書の写し(補助の対象にならない工事に関する見積りを含む場合には、その区分ができるようにしたもの)
- (7) 集会施設の建築年月が分かる書類の写し

(8) 見積書の写し及び商品説明書類

(9) 自治会等の備品等に関する管理運営規程

3 第1項の交付申請書は、補助事業の着手前に提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、地域活動の拠点整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

(交付の条件)

第9条 規則第8条第2項の規定により付する補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(変更承認申請書の様式等)

第10条 規則第11条第1項に規定する変更承認申請書の様式は、地域活動の拠点整備事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)のとおりとする。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、地域活動の拠点整備事業補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第4号)により、前項の申請をした団体に通知するものとする。

3 規則第11条第1項の市長が認める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の20%以下の設計変更

(2) 工事内容、設備等の変更で主要でないもの

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、地域活動の拠点整備事業補助金実績

報告書（様式第5号）のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 領収書及び請求書の写し

（2） 補助事業の完了写真（増築事業、改築事業及び修繕事業の場合は中間
過程及び竣工後の写真、備品購入事業の場合は整備した全ての備品の写真）

2 前項の報告書の提出期限は、当該補助事業の完了後30日を経過する日又は
当該補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月15日のいずれか早
い日までとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定したときは、地
域活動の拠点整備事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業団体
に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた団体は、地域活動の拠点整備事業補助
金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（概算払の請求）

第14条 補助事業団体は、規則第16条ただし書の規定により補助事業の完了
前に補助金の交付を受けようとするときは、地域活動の拠点整備事業補助金概
算払請求書（様式第8号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、適当と認めるときは、
第6条の規定により定めた額の範囲内において、補助金を交付することができる。
る。

（財産の管理等）

第15条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の
注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限の期間）

第16条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、補助金の交付決定を受

けた日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

(書類の整備等)

第17条 規則第20条の規定により整備した帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保存しなければならない。

(再補助の制限)

第18条 この告示による補助金の交付を受けた補助対象団体は、補助事業完了後別表に定める期間を経過しなければ、新たに当該補助金の交付申請をすることはできない。ただし、自然災害、火災等の理由により、集会施設の修繕等を行うため新たに申請をするときは、この限りでない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条、第18条関係）

事業種目	事業内容	補助金の額	補助限度額	再補助の制限
集会施設の増築	建築後10年を経過した集会施設の床面積を増加させる工事	補助対象経費の3分の2の額	100万円	5年 ただし、集会施設の備品購入に該当するものを除く。
集会施設の改築	建築後10年を経過した集会施設の一部を取り壊し、間取りの変更等を行う工事			
集会施設の修繕	建築後10年を経過した集会施設の外壁、屋根、床などの建物本体（建物と一体とみなす設備を含む。）の修繕を行う工事			
集会施設の備品購入	集会施設に常時備え付けて、使用する物品として必要不可欠なもので、次に掲げる備品の新規購入及び当該備品の買い替え（設置等の費用を含む。） 【補助対象備品】 冷暖房機、机、椅子、ホワイトボード、テレ		50万円	5年 ただし、集会施設の増築、改築及び修繕に該当するものを除く。

<p>ビ、会議用アンプ（マイクを含む。）、プロジェクター、スクリーン、カーテン、カーペット、照明器具、換気扇、給湯器、物置（基礎を伴わないものに限る。）、冷蔵庫、掃除機、空気清浄機、パソコン、プリンター、DVDレコーダーその他市長が上記備品に準ずると認めるもの</p>			
--	--	--	--